

# 認定こども園ハンドブック

群馬県認定こども園ワーキンググループ編

平成18年12月





A	認定こども園に関する法規	1
B	認定こども園用語集	2
C	認定こども園の種類	4
D	認定こども園の一日	6
E	群馬県の認定基準	7
一	職員配置	7
二	職員資格	8
三	施設設備	9
四	教育及び保育の内容	12
五	保育者の資質向上等	13
六	子育て支援	13
七	管理運営等	14
F	認定こども園の申請手続	17
G	認定こども園の諸手続（共通編）	19
H	認定こども園の諸手続（保育所編）	22
I	認定こども園である保育所の運営費について	26
J	認定こども園の財政措置について	28
K	認定こども園の情報収集の方法	30

## [ 国 ]

### 法律

「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律」  
(平成18年法律第77号)

### 政令

「児童福祉法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令」  
(平成18年政令第261号)

### 省令

- ・「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」  
(平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号)
- ・「幼稚園設置基準の一部を改正する省令」(平成18年文部科学省令第34号)
- ・「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」(平成18年厚生労働省令第155号)

### 告示

「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」(平成18年文部科学省・厚生労働省告示第1号)

### 通知

- ・「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行について」(平成18年9月8日付け文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- ・「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」(平成18年9月15日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)

## [ 県 ]

### 条例

「群馬県認定こども園の認定基準に関する条例」  
(平成18年群馬県条例第59号)

### 規則

「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則」  
(平成18年群馬県規則第99号)

### 要綱

「群馬県認定こども園認定要綱」(申請手続き等を定めた要綱)

### 審査基準

「群馬県認定こども園認定審査基準」(認定の具体的な基準)

本書では、上記区分の略称で表示します。

保育所等

保育所又は認可外保育施設のことを定義しています。

法律第2条第4項

認可外保育施設のうち次の施設については、対象となりません。

- 1日に保育する子どもの数が5人以下である施設で、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの
- 半年を限度として臨時に設置される施設

省令第1条第1号

省令第1条第2号

ただし、の「1日に保育する子どもの数」からは、次に掲げる子どもの数を除きます。

省令第1条第1号

ア 事業主がその雇用する労働者の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該事業主からの委託を受けて当該労働者の子どもの保育を実施する施設にあっては、当該労働者の子どもの数

イ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体からの委託を受けて当該労働者の子どもの保育を実施する施設にあっては、当該労働者の子どもの数

ウ 児童福祉法施行規則第四十九条の二第一号八の厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該組合等からの委託を受けて当該構成員の子どもの保育を実施する施設にあっては、当該構成員の子どもの数

エ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の子どもを保育する施設にあっては、当該顧客の子どもの数

オ 設置者の四親等内の親族である子どもの数

子育て支援事業

地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

法律第2条第6項

省令第2条

地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業

地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

#### 短時間利用児

1日に幼稚園と同程度の時間利用するもの

具体的には、共通利用時間のみの利用を行う子どものことをいいます。

条例別表第1号イ(3)

課長通知第4の1

#### 長時間利用児

1日に保育所と同程度の時間利用するもの

具体的には、短時間利用児以外の子どものことで、共通利用時間終了後も引き続き一定時間、常態的に利用する子どものことをいいます。

条例別表第1号イ(4)

課長通知第4の1

#### 共通利用時間

満3歳以上の短時間利用児と長時間利用児に共通の4時間程度の時間で学級を編成して教育を行う時間。この時間以外は長時間保育利用時間となる。

条例別表第1号ハ

告示第二の二

#### 既存施設

認定こども園の認定の申請の際、現に幼稚園、保育所又は認可外保育施設の運営を行っている施設をいいます。

#### 学級担任

3歳以上児の共通利用時間において編成される学級を担当する者。幼稚園教諭免許状を有することを原則とする。

条例第3条

## C 認定こども園の種類

認定こども園には認定を受ける元々の施設の種類によって大きく4つの類型に分けられます。なお、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等はその位置付けを失うことはありません。

### 幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所が連携して一体的に運営するタイプ

### 幼稚園型

認可幼稚園が保育所的な機能を備えたタイプ

### 保育所型

認可保育所が幼稚園的な機能を備えたタイプ

### 地方裁量型

幼稚園、保育所いずれの認可もない施設（認可外保育施設等）が幼稚園的機能と保育所的機能を備えたタイプ

（幼稚園は学校教育法により都道府県知事が認可し、保育所は児童福祉法により都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が認可します。）

この分類に加え、幼保連携型と幼稚園型は以下のように分類されます。

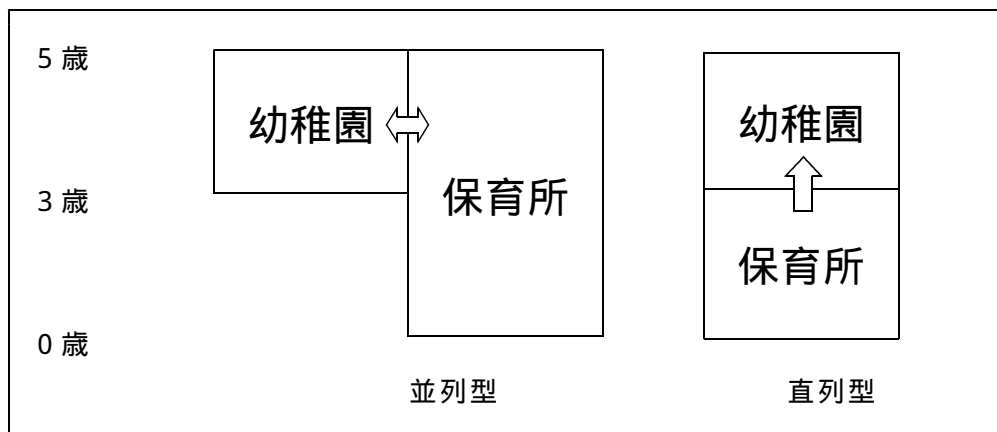
幼保連携型は次の2種類に分類されます。

#### 並列型（条例第2条第1号イ）

保育所に所属する満3歳以上の子どもに対し、同じ施設を構成する幼稚園と連携して教育・保育を行うタイプ

#### 直列型（条例第2条第1号ロ）

3歳まで保育所で保育し、3歳になったら同じ施設を構成する幼稚園に入園し一貫した教育・保育を行うタイプ



幼稚園型は次の3種類に分類されます。

**幼稚園単独型**（条例第2条第2号イ）

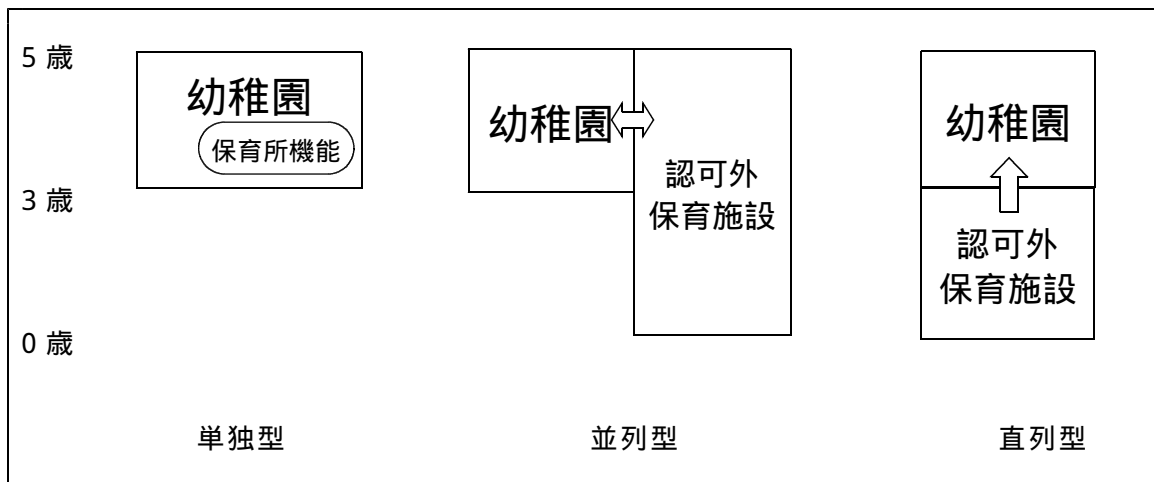
幼稚園単独で認定こども園の機能を果たすタイプ

**認可外保育施設並列型**（条例第2条第2号ロ（1））

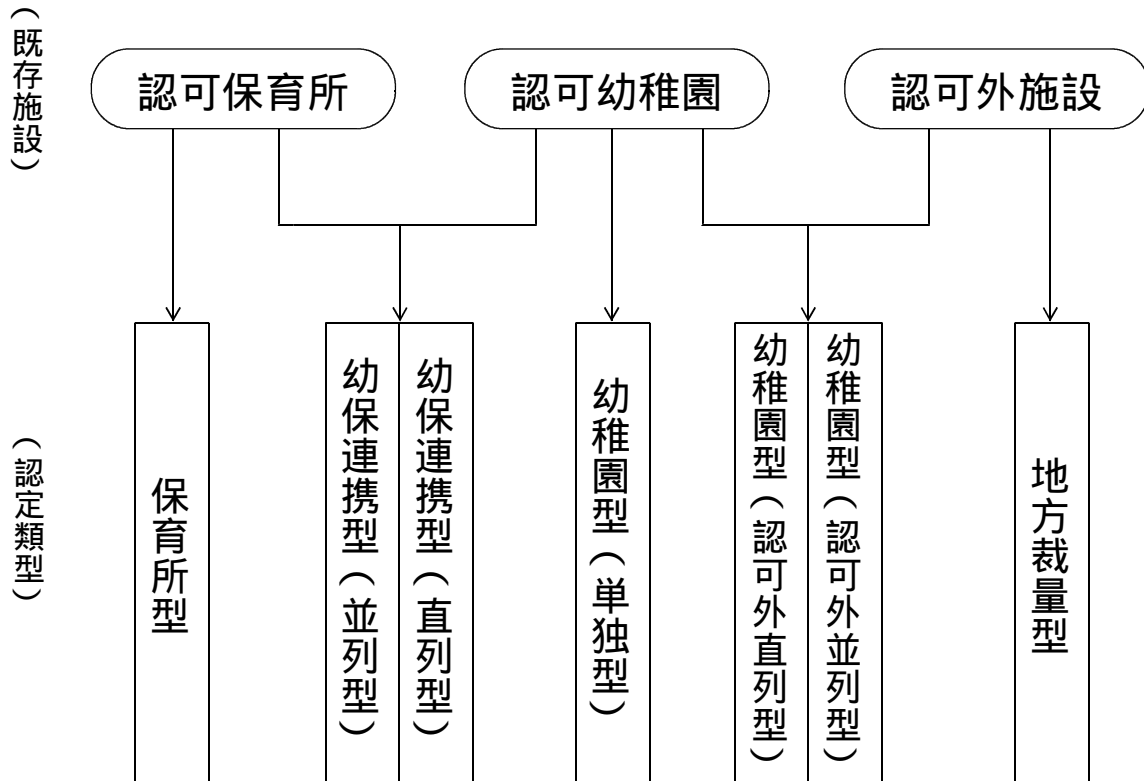
認可外保育施設に所属する満三歳以上の子どもに対し、同じ施設を構成する幼稚園と連携して教育・保育を行うタイプ

**認可外保育施設直列型**（条例第2条第2号ロ（2））

2歳まで認可外保育施設で保育し、3歳になったら同じ施設を構成する幼稚園に入園し一貫した教育・保育を行うタイプ



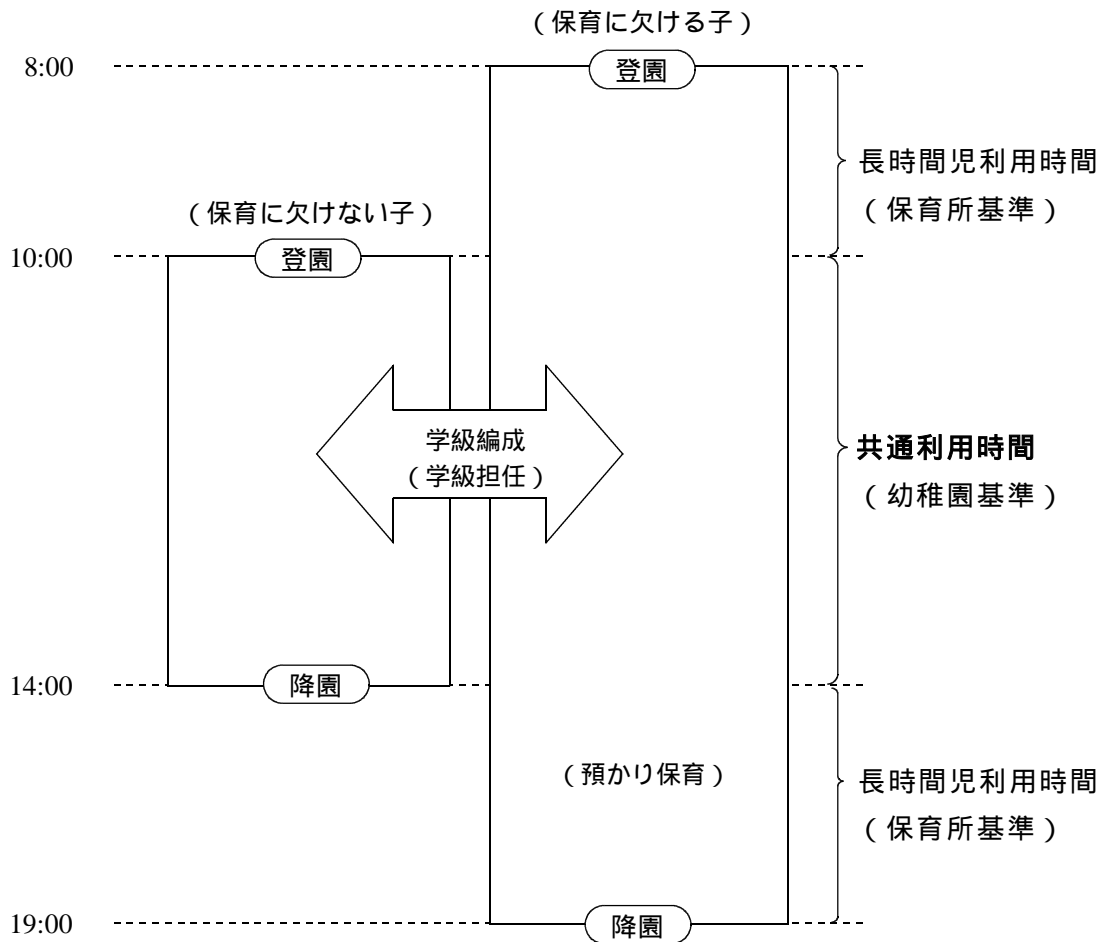
既存の施設の種別に応じ、認定の類型は以下のとおりとなります。





## D 認定こども園の一日

認定こども園の一日は幼稚園的な部分である共通利用時間と保育所的な部分である長時間児利用時間で構成されます。(3歳以上の子どもについてのみ適用されます。2歳児以下については学級編成や時間の区分はありません。)



( 時間は例であり、実際には園が個別に定めます。)

こうした時間の考え方は、職員配置を行う際に便宜的に行われるものです。共通利用時間には現行の幼稚園基準が適用され、それ以外の時間は保育所基準が適用されます。

## 一 職員配置（条例第3条）

- 1 次の職員配置計算表をもとに計算した職員数を配置する必要があります。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} = & (0 \text{ 歳児} \times 1/3) \\ & + \{(1 \text{ 歳児} + 2 \text{ 歳児}) \times 1/6\} \\ & + (3 \sim 5 \text{ 歳の短時間利用児} \times 1/35) \\ & + (3 \text{ 歳の長時間利用児} \times 1/20) \\ & + \{(4 \text{ 歳及び} 5 \text{ 歳の長時間利用児}) \times 1/30\} \end{aligned}$$

各区分ごとに小数点第1位まで求め（小数点第2位以下切り捨て）、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入する。

（例）

年齢	人数	計	
0 歳	1 0	1 0	
1 歳	1 4	3 2	
2 歳	1 8		
短時間	3 歳	2 4	9 3
	4 歳	3 6	
	5 歳	3 3	
長時間	3 歳	1 5	1 5
	4 歳	2 3	4 2
	5 歳	1 9	

$$\times 1/3 = 3.3\text{ ㄱ}$$

$$\times 1/6 = 5.3\text{ ㄱ}$$

$$\times 1/35 = 2.6\text{ ㄱ}$$

$$\times 1/20 = 0.7\text{ ㄱ}$$

$$\times 1/30 = 1.4$$

13.3

（小数点以下四捨五入）

必要配置数 13 人

（小数第2位以下切り捨て）

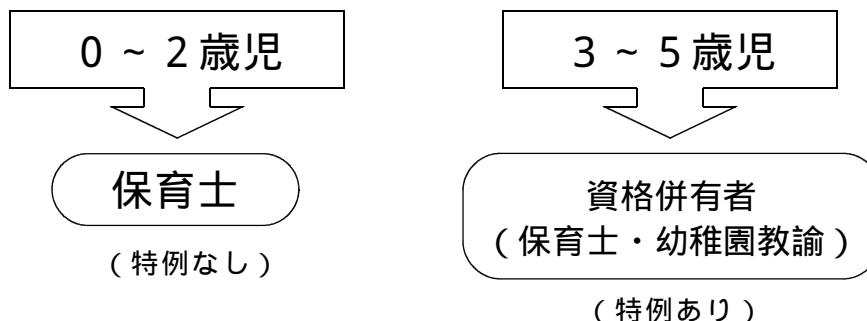
（長時間利用児、短時間利用児の分類は P.3 参照）

- 2 認定こども園における保育に従事する職員の数、常時2人以上の配置が必要です。
- 3 満3歳以上の短時間利用児及び長時間利用児については、共通利用時間において学級を編制する必要があり、常勤かつ専任の学級担任を配置する必要があります。この場合の1学級の子どもの数は、35人以下としなければなりません。
- 4 3歳未満児の保育は任意であり、認定の必須条件ではありません。
- 5 1の計算式は園全体で必要となる専任の職員数を求めるものです。実際の職員配置は配置基準をもとに園が個別に判断します。

## 二 職員資格（条例第4条）

### 1 保育に従事する者の資格

認定こども園では、3歳未満児を保育する職員は保育士でなければなりません。  
3歳以上児を保育する職員は幼稚園教諭と保育士資格を併有していることを原則とします。



ただし、3歳以上児を保育する職員で片方の資格しか有していない職員については、類型別に下表のように整理されます。

類型	共通利用時間の学級担任	長時間児利用時間の保育者
幼保連携型	・幼稚園教諭 ・臨時免許状（1）を有する保育士	・保育士 ・みなし保育士（2）である幼稚園教諭
幼稚園型	・幼稚園教諭	・保育士 ・3年以上の実務経験を有する幼稚園教諭（5年を期限とする）
保育所型	・幼稚園教諭 ・3年以上の実務経験を有する保育士（5年を期限とする）	・保育士
地方裁量型	・幼稚園教諭 ・3年以上の実務経験を有する保育士（5年を期限とする）	・保育士 ・3年以上の実務経験を有する幼稚園教諭（5年を期限とする）

（共通利用時間における学級担任以外の担任補助者は、保育士の資格でも可能です）

#### 1 幼保連携型の臨時免許状の特例

既存施設が幼保連携型認定こども園の認定を受ける場合、一定の要件のもとに保育士の資格を有する者に臨時免許状が授与されます。（幼稚園設置基準附則第4項及び第6項、局長通知第4の2（1））

#### 2 幼保連携型のみなし保育士の特例

既存施設が幼保連携型認定こども園の認定を受ける場合、一定の要件のもとに幼稚園教諭の免許状を有する者を保育士とみなすことができます。（児童福祉施設最低基準94条第3項から第5項、局長通知第5の2（6））

## 2 施設長の資格

認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能が総合的に発揮されるために必要な管理及び運営を行う能力を有する者でなければなりません。群馬県においては、幼稚園園長の資格又は保育所所長の資格を有する者でなければなりませんと規定されています。

## 三 施設設備（条例第5条）

### 1 幼保連携施設における建物等の位置

幼稚園と保育所、幼稚園と認可外保育施設のそれぞれの建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合（幼保連携施設）、建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければなりません。

ただし、例外として、次のすべての要件を満たす場合は、同一の敷地内又は隣接する敷地内になくてもかまいません。この場合、教育及び保育の全体的な計画の作成、職員間の連携等運営の一体性の確保について、より注意が必要です。

子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること  
移動時の安全が確保されていること

### 2 園舎、保育室等の面積

園舎の面積は従来の幼稚園の基準と同様、次の表により算出した面積以上でなければなりません。

学級数	面積
1学級	180 m <sup>2</sup>
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2) m <sup>2</sup>

保育室又は遊戯室等の面積は従来の保育所の基準と同様、次の表により算出した面積以上でなければなりません。

部屋	面積
保育室又は遊戯室	2歳以上の子ども1人につき1.98 m <sup>2</sup>
ほふく室	2歳未満のほふくする子ども1人につき3.3 m <sup>2</sup>
乳児室	2歳未満のほふくしない子ども1人につき1.65 m <sup>2</sup>

ただし、既存施設には以下のような特例があります。

幼保連携型	又は どちらかの基準を満たせばよい
幼稚園型	の基準を満たせば の基準を満たさなくてもよい
保育所型	の基準を満たせば の基準は満たさなくてもよい
地方裁量型	又は どちらかの基準を満たせばよい

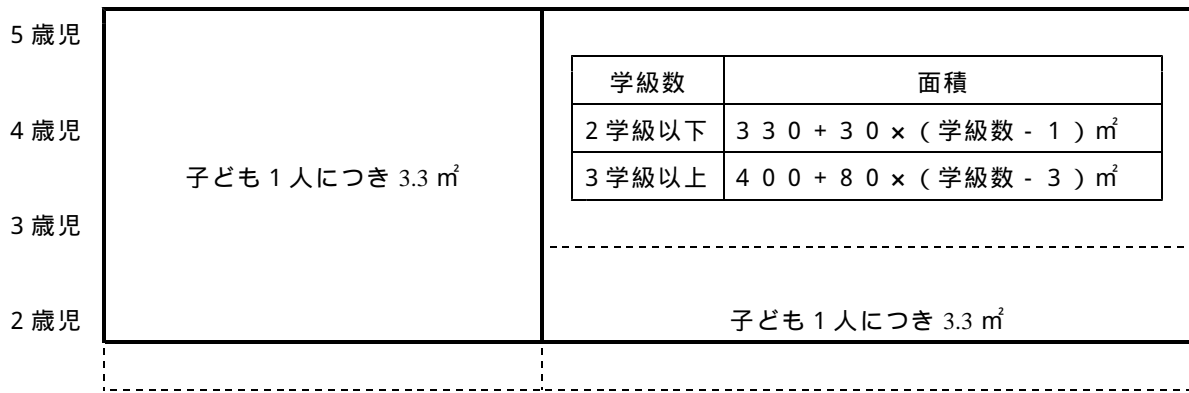
の基準について、3歳未満児を保育する場合は、3歳未満児については の基準を満たす必要があります。

### 3 屋外遊戯場の面積

次の基準をすべて満たす必要があります。

満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上であること。(従来の保育所基準)  
 次の表の面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて の基準により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$ (従来の幼稚園の基準)



と のそれぞれを計算して、双方を満たす必要がある。

ただし、既存施設には以下のような特例があります。

幼保連携型	又は どちらかの基準を満たせばよい
幼稚園型	の基準を満たせば の基準を満たさなくてもよい
保育所型	の基準を満たせば の基準は満たさなくてもよい
地方裁量型	又は どちらかの基準を満たせばよい

#### [ 屋外遊戯場の面積の計算例 ]

年齢	在園人数	学級数	新 設		既存特例 A	既存特例 B	
0歳	10人	-	-	-	-	-	
1歳	10人	-	-	-	-	-	
2歳	20人	-	イ	ウ	エ	カ	
3歳	30人	1学級	ア			エ	オ
4歳	60人	2学級					
5歳	70人	2学級					

200人 5学級

ア+イとウの  
双方を満たす

#### A 新設の場合

ア	$400\text{ m}^2 + 80\text{ m}^2 \times (5\text{ 学級} - 3) = 560\text{ m}^2$	
イ	$3.3\text{ m}^2 \times 20\text{ 人}$	$= 66\text{ m}^2$
		計 $626\text{ m}^2$
ウ	$3.3\text{ m}^2 \times 180\text{ 人}$	$= 594\text{ m}^2$

双方を満たす  
626 m<sup>2</sup>必要

#### B 既存施設（幼保連携型、保育所型、地方裁量型）の特例 A

エ	$3.3\text{ m}^2 \times 180\text{ 人} = 594\text{ m}^2$	で可
---	---	----

#### C 既存施設（幼保連携型、幼稚園型、地方裁量型）の特例 B

オ	$400\text{ m}^2 + 80\text{ m}^2 \times (5\text{ 学級} - 3) = 560\text{ m}^2$	
カ	$3.3\text{ m}^2 \times 20\text{ 人}$	$= 66\text{ m}^2$
		計 $626\text{ m}^2$ で可

### 4 屋外遊戯場の場所の特例

幼保連携型、保育所型、地方裁量型認定こども園にあっては、次の要件をすべて満たす場合は、屋外遊戯場を認定こども園の付近にある適当な場所（公園、広場、寺社境内）として代えることができます。

- 子どもの移動時の安全が確保されていること
- 子どもが安全に利用できること
- 利用時間を日常的に確保できること
- 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること
- 屋外遊戯場の面積基準を満たすこと

### 5 調理室

認定こども園には、調理室を設置しなければなりません。

調理室に関する特例として幼保連携型、幼稚園型、地方裁量型認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次の要件を満たす場合に限り、認定こども園以外の施設で調理し、搬入することができます。（ 1 ）ただし、その場合であっても、子どもの健康状態等に応じた食事の提供に必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える必要があります。（ 2 ）

詳細については条例を確認して下さい。

- 施設が業務上必要な注意を果たしうる体制が確保されていること。
- 栄養士による必要な配慮が行われること

衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する受託業者であること。

年齢、発達段階や健康状態に応じた食事の提供、食物アレルギー等への配慮など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること

食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること

1・・・上記要件を満たすためには、次の通知を踏まえて実施することが必要です。

「保護施設等における調理業務の委託について」

(昭和62年3月9日社施第38号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)

「保育所における調理業務の委託について」

(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)

2・・・具体的な設備については、個々の施設における外部搬入の方法等を踏まえて判断することとなりますが、体調不良の場合の対応や食育等の観点からは、最低限、冷蔵庫や一定の加熱器具、流し等の設備が必要と考えられます。また、配膳や再加熱が必要な場合は、そのための設備が必要です。

なお、弁当を搬入するような場合であっても、その給食の内容に応じて適切な温度で提供されることが必要であり、こうした内容が可能な事業者と契約することが求められます。

## 6 乳児室・ほふく室

満2歳未満の保育を行う場合は、乳児室又はほふく室を設置する必要があります。面積については、2の記載のとおりです。

## 四 教育及び保育の内容（条例第6条）

認定こども園は、幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持った施設であることから、次の事項と規則の規定に留意して全体的な計画を編成し、それに基づいて教育・保育を行う必要があります。

1 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び厚生労働大臣が定める保育所保育指針に基づかなければならない。

2 認定こども園における教育及び保育は、すべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、次の各号に掲げる機能が一体として展開されると認められるものでなければならない。

満三歳以上の子どもに対する学校教育法第七十八条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供

家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供

3 認定こども園は、子どもの発達の状況等に応じ、具体的な教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活を送ることができるように環境を構成し、並びに子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

- 4 認定こども園における教育及び保育の実施に当たっては、子どもの一日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮するとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にすること。教育及び保育を一体的に提供するため、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せもつ教育及び保育に関する全体的な計画の編成をするとともに、年、学期、月、週及び日ごとの指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開すること。

園舎、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、子どもの健康及び安全の確保、生活の安定等を図ること。

子どもの発達及び学びの連続性を確保するため、小学校との連携を図ること。

## 五 保育者の資質向上等（条例第7条）

次の事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質の向上を図るための研修や会議の計画を作成し、実施する必要があります。

子どもの教育及び保育に従事する職員が、教育及び保育の質の確保、向上を図るための職員の資質の向上のために必要な時間を確保できるよう様々な工夫が行われていること。

幼稚園の教員の免許状を有する者及び保育士の資格を有する者との相互理解が図られるよう工夫が行われていること。

職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げることとし、これらの研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等が配慮されていること。

認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

## 六 子育て支援（条例第8条）

子育て支援は認定こども園の大きな柱の一つです。そのため、保護者の子育ての不安や負担感を解消し、安心して子どもを生み育てられる子育て環境を作るため、積極的に実施されなければなりません。具体的な留意事項は条例を確認して下さい。また、申請にあたっては地域の需要に応えるよう、市町村等と相談しながら事業を実施します。

### < 認定こども園の子育て支援事業 >

#### 集いの広場事業

概ね3歳未満の児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、子どもの養育に関する各般の問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

#### 教育保育相談事業

職員が、子どもの養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要



な情報の提供及び助言を行う事業

育児支援家庭訪問事業

子どもの養育に関し援助が必要と認められる家庭に職員を派遣し、育児指導や相談にあたる事業

施設型一時保育事業

保護者が疾病、入院などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもにつき、幼稚園又は保育所等において保育を行う事業

訪問型一時保育事業

保護者が疾病、入院などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもにつき、子どもの家庭に職員を派遣して保育を行う事業

地域の子育て支援に関する情報提供・紹介事業

子育て支援を希望する保護者と、子育て支援を実施する子育てサークルや子育てボランティアとの間の連絡及び調整を行う事業

子育てサークル及び子育てボランティアの育成支援事業

地域の子育てサークル及び子育てボランティアの育成の支援を行う事業

上記の から の事業について、地域の実情を考慮し一事業以上実施しなければなりません。

## 七 管理運営等（条例第9条）

### 1 保育時間、開園時間

保育に欠ける子の保育時間は、1日につき8時間を標準としますが、子どもの保護者の労働時間や家庭状況等を考慮して、認定こども園の長が定めることが必要です。

保育に欠ける子に対する開園日数や開園時間については、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めることとなりますが、具体的には、週6日の開園、朝の登園時刻への対応、長期休業期間の対応等が必要と考えられます。

### 2 情報の公開

保護者が施設を適切に選択できるよう、積極的に情報を公開する必要があります。また、重要な個人情報扱うことから情報の管理に注意が必要です。

### 3 入園する子どもの選考等

児童福祉及び家庭環境の観点から特別な配慮が必要な子ども（ひとり親家庭の子ども、低所得家庭の子ども、障害のある子どもなど）の利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うことが必要です。また、このような子どもの受入れに適切に配慮しなければならないこととされています。

#### 【注意】

幼保連携型又は保育所型認定こども園である私立保育所における選考方法は、あらかじめ知事に届け出た方法で行うこととされています。また、この届け出た選考方法を記

載した書類を備え付け、保護者からの求めがあった場合は閲覧が義務付けられています。

#### **4 健康・安全を確保する体制**

耐震、防災、防犯等子どもの健康と安全を確保する体制が必要です。子どもの健康及び安全については、学校保健法、幼稚園教育要領、保育所保育指針等を踏まえ、換気、採光、保温などの環境衛生、健康診断、感染症等の疾病への対応、事故防止等に留意する必要があります。

#### **5 補償体制**

事故等が発生した場合の補償について、適切な保険又は共済制度へ加入する等の補償体制を整備する必要があります。

#### **6 評価等**

自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図る必要があります。

#### **7 市町村との連携**

認定こども園は地域の需要に適切に応えていくために市町村や市町村の教育委員会と十分に連携を図らなければなりません。具体的には、子育て支援事業や利用料、開園時間などについて市町村とよく相談し、子どもの受け入れに関して連携して対応することが求められます。

#### **8 必要な資産**

認定こども園は安定した継続的な事業を行わなければならないので、それに必要な資産を有していなければなりません。具体的には土地建物の自己所有、当面の運転資金、負債額などがその要件となりますが、現在認可を受けて運営している幼稚園、保育所についてはすでにこの要件を満たしていると考えられます。

#### **9 定員**

認定こども園の定員は60人以上を原則としますが、一定の要件のもとにこれを下回ることができます。

< 認定こども園の類型ごとの基準一覧 >

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
職員配置	共 通			
職員資格	・臨時免許状の取得による学級担任の特例 ・みなし保育士の特例	長時間利用児の保育に従事する職員の特例	学級担任の特例	・学級担任の特例 ・長時間利用児の保育に従事する職員の特例
施設設備			/	/
建物等の位置	同一敷地内又は隣接する敷地内でない場合の例外あり	同一敷地内又は隣接する敷地内でない場合の例外あり		
園舎の面積	既存施設が認定を受ける場合の特例あり	(特例なし)	既存施設が認定を受ける場合の特例あり	既存施設が認定を受ける場合の特例あり
保育室等の面積	既存施設が認定を受ける場合の特例あり	既存施設が認定を受ける場合の特例あり	(特例なし)	既存施設が認定を受ける場合の特例あり
屋外遊戯場の面積	既存施設が認定を受ける場合の特例あり	(特例なし)	既存施設が認定を受ける場合の特例あり	既存施設が認定を受ける場合の特例あり
屋外遊戯場の場所	付近の適当な場所に代替できる特例あり	(特例なし)	付近の適当な場所に代替できる特例あり	付近の適当な場所に代替できる特例あり
満3歳以上児の食事の外部搬入	外部搬入可	外部搬入可	(特例なし)	外部搬入可
教育及び保育の内容	共 通			
保育者の資質の向上等	共 通			
子育て支援	共 通			
管理運営等	共 通			

**一 申請前の準備****1 市町村、保護者、職員、地域の意向確認**

既存施設が認定を受ける際には、地域の需要に応じた運営をするため保護者、市町村、地域住民等と必要に応じて事前に相談をして下さい。特に、認可保育所を含む施設が認定こども園となる場合は利用者の手続きや利用料の設定が大きく変更されるため十分な理解を得ることが重要です。

保育所が幼保連携型、保育所型認定こども園となる場合は、次の項目について、市町村に届出をしておく必要があります。

- ア 保育に欠けない子ども枠の数
- イ 利用料
- ウ 選考方法

**2 施設や職員の認定基準を確認**

認定チェックシートを使い認定後の施設設備や職員配置について確認して下さい。また、認定後の経営についても十分にシュミレーションを行い、安定的な運営が確保されることを確認して下さい。

**3 各種計画の作成**

認定こども園として、次の計画を作成し申請時に添付する必要があります。

- 教育保育計画
- 資質向上計画
- 子育て支援事業計画
- 食育計画

**二 申請**

申請は、認定こども園認定申請書により、以下の書類を添付して行います。申請書は、記入上の注意に従って作成してください。

- 1．学級編成表（別紙1）
- 2．職員構成表（別紙2）
- 3．職員の資格証明書の写し
- 4．長となる者の履歴書、身分証明書、健康診断書
- 5．施設設備等調書（別紙3）
- 6．土地、建物の配置図、平面図（面積の分かるもの）
- 7．付近の見取り図（施設が離れている場合に限る）
- 8．資金計画書（施設整備を伴う場合に限る）
- 9．食育計画（別紙4）
- 10．給食提供計画（別紙5）
- 11．給食提供に関する契約書の写し」（業者と契約して給食を提供する場合に

限る)

12. 教育保育計画(別紙6)
13. 資質向上計画(別紙7)
14. 子育て支援事業計画(別紙8)
15. 管理運営に関する調書(別紙9)
16. 保険又は共済制度加入証書の写し
17. 資産要件に係る書類(土地建物の自己所有を証する書類、地上権の登記を証する書類、長期の賃貸借契約書等)
18. 利用料金表
19. 認定こども園設置に係る条例、規則等の案(公立施設に限る)
20. その他知事が必要と認める書類

### 三 申請のスケジュール

認定の申請は認定希望日の2ヶ月前までに行ってください。なお、申請書について記入漏れや添付書類の不備等がある場合は受理できませんので、提出前に必ず提出先である担当部署に相談し、指導を受けて下さい。

#### 【注意】

幼稚園、保育所等の認可・届出等と認定こども園の認定を同時に受けたい場合は、幼稚園、保育所等の認可等のスケジュールとの調整が必要ですので、認可等の権限を有している機関と事前に相談してください。

#### [ 認可等権者一覧 ]

施設区分	担当部署
公立幼稚園	県教育委員会義務教育課
私立幼稚園	県総務局学事法制課
公立・私立保育所	県健康福祉局青少年こども課
認可外保育施設	県健康福祉局青少年こども課

### 四 申請の窓口

認定こども園の制度に関する総合窓口は、県健康福祉局青少年こども課となりますが、設置者の利便性等を考慮し、申請の窓口は、次のとおりとなります。

申請類型	申請受付窓口
幼稚園型	県総務局学事法制課
幼保連携型	県健康福祉局青少年こども課
保育所型	
地方裁量型	

認定の審査は、県関係部署の合同審査により行います。また、認定について施設の所在する市町村に意見を聴きます。

一 変更の届出（法第7条）

1 変更届

認定を受けた施設は、申請書の記載事項に変更があるときは、認定こども園変更届に変更の内容が分かる書類を添付して、変更しようとする日の30日前までに知事に届け出なければなりません。

2 変更の届出を要しない軽微な変更

次の事項については、変更届を提出する必要がありません。

保育に欠ける子どもと欠けない子どもの受入枠の変更うち、10名を越えないもの（幼稚園の収容定員又は保育所等の入所定員の変更を伴うものを除きます。また10名を越える変更の場合は、1の変更届を提出します。）

施設の概要（職員配置、利用料、学級数）

<例1> 幼稚園型（単独型）の場合

認可定員：100名

当初設定：保育に欠けない子枠 80名 / 保育に欠ける子枠 20名

応募結果：保育に欠けない子枠 95名 / 保育に欠ける子枠 15名

軽微な変更で対応可能な数：10名

軽微な変更後の受入数

保育に欠けない子枠 90名 / 保育に欠ける子枠 10名

保育に欠けない子、欠ける子のそれぞれ5名が選考漏れとなる。

軽微な変更によって学級数が変更になったとしても、幼稚園設置基準を満たしている必要があります。

<例2> 保育所型の場合

認可定員：100名

当初設定：保育に欠けない子枠 20名 / 保育に欠ける子枠 100名

（保育所型は保育に欠けない子枠は認可定員外で設定する）

応募結果：保育に欠けない子枠 30名 / 保育に欠ける子枠 95名

軽微な変更で対応可能な数：10名

軽微な変更後の受入数

保育に欠けない子枠 25名 / 保育に欠ける子枠 95名

保育に欠けない子5名が選考漏れとなる。

幼保連携型は幼稚園の受け入れ枠と認可定員が同じなので枠の変更はありません。

2 変更届の提出先

申請の際の窓口と同じです。

## 二 運営状況の報告（法第8条）

### 1 報告書

認定を受けた施設は、運営の状況を知事に報告しなければなりません。この報告は、運営状況報告書に毎年5月1日の状況を記載して5月末日までに提出することにより行います。

### 2 知事の権限

知事は、認定こども園の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その設置者に対し、認定こども園の運営に関し必要な報告を求めることができます。

### 3 報告書の提出先

申請の際の窓口と同じです。

## 三 休止、廃止の申請（規則第5条）

認定こども園の認定を受けたものの、その後の施設の状況により施設の申し出により認定を休止又は廃止することができます。その場合は、休止又は廃止をしようとする日の30日前までに知事に休止、廃止の申請をし許可を受ける必要があります。（この申請は認定こども園の機能のみを休止、廃止するものであり、施設自体を休止、廃止する場合は不要です。）

### 1 休止、廃止の審査

休止、廃止に関し、県は必要な審査を行い、条件を付けることができます。休止には休止期間が設定され、この期間を過ぎても正当な理由なく再開しない場合は認定は取消となります。

### 2 休止・廃止申請書の提出先

申請の際の窓口と同じです。

## 四 認定の取消（法第10条）

知事は、認定こども園の認定を受けた施設が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができます。なお、取消にあたっては施設の所在する市町村に意見を聴きます。

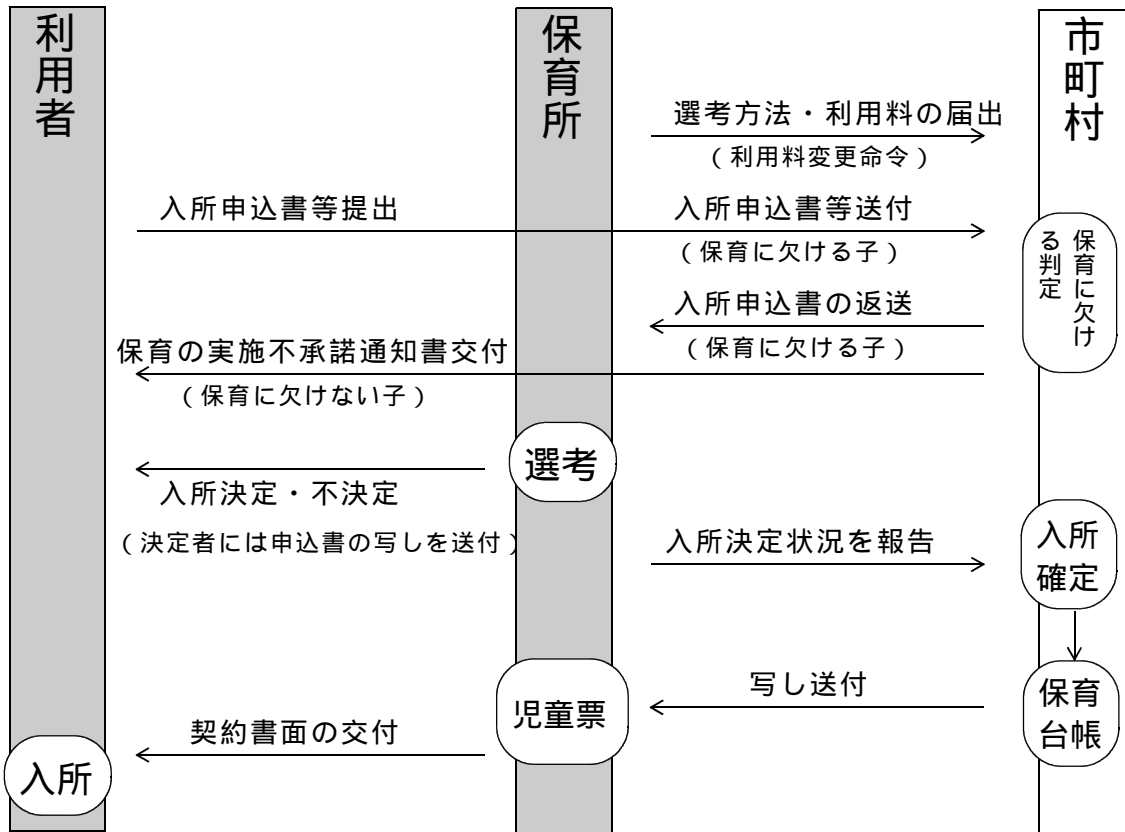
- ・ 認定要件を満たさなくなったとき
- ・ 認定こども園である旨の表示をしていないとき
- ・ 変更の届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき
- ・ 毎年の報告を行わなかったとき、又は虚偽の報告をしたとき
- ・ 施設を構成する私立保育所が必要な報告や届出を行わなかったとき、又は虚偽の報告や届出を行ったとき
- ・ 不正な手段で認定を受けたとき
- ・ 学校教育法、児童福祉法、私立学校法、社会福祉法、私立学校振興助成法やこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき

## 五 情報の提供（法第6条）

- 1 知事は認定こども園の認定を受けた施設について、インターネットや印刷物の配布など適切な方法により、利用者に対して周知を図ります。（詳細は P.30）
- 2 認定こども園の認定を受けた施設は、その建物又は敷地の見やすい場所に認定こども園である旨の表示をしなければなりません。



一 幼保連携型、保育所型の認定を受ける場合の保育所、市町村、利用者の手続  
（入所に関する手続き）



1 申請前の調整（再掲）

P 17 を参照

2 認定後における入所の選考前の手続

保育料の額の届出

保育に欠ける子に関する保育料を設定又は変更した場合は、認定こども園が所在する市町村に届け出る必要があります。

保育料は、保育の実施に要する費用を勘案し、かつ、保護者の家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて保育料の額を設定しなければなりません。

市町村に届け出た保育に欠ける子の保育料が不適切な場合は、市町村の変更命令の対象となります。

保育に欠けない子は運営費支弁の対象とならないことから、市町村の保育料の変更命令の対象になりません。

### 選考方法の届出

入所の選考を行う前に、選考方法に関する書類を市町村を經由して、知事あてに届け出る必要があります。

### 申込書と必要書類の送付

ア 入所の申込みがあったもののうち、保育に欠ける子の入所申込書を保護者の居住地の市町村に速やかに送付すること。

イ アの送付に当たり、市町村が保育に欠ける事実を確認するための書類及び市町村における運営費の支弁額の算定に必要な書類を添付する必要があることから、あらかじめ市町村に確認し、入所の申込書の添付資料として保護者に周知しておくこと。（認定こども園において、保育料の算定に当たってこれらの書類が必要な場合は、コピーするなどして対応すること。）

## 3 市町村の対応

2の アにおいて送付された書類をもとに、市町村で保育に欠けるという事実の判定を行います。書類に不備があった場合は、認定こども園を通じて、書類の徴収を行います。

保育に欠ける事実を確認したときは、入所申込書の市町村記載欄に必要事項を記載し、認定こども園に送付します。市町村では、入所申込書の写しを保存しておきます。

保育に欠けるという事実が確認できないときは、認定こども園を經由して保護者に対し、「保育の実施不承諾通知書」を交付します。（保育の実施が認められない旨及びその理由等を通知）

## 4 入所の選考及び選考後の手続

市町村における保育に欠ける事実の確認後、保育に欠ける子枠と保育に欠けない子枠でそれぞれ選考方法に則って選考します。選考に当たっては、母子家庭や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮しなければならないこととされています。

により入所が決定した保育に欠ける子の入所申込書（市町村記載欄に必要事項が記載されたもの）の写しを保護者に送付します。

保育に欠ける子の入所の決定状況（入所決定・入所不決定に区分）について、市町村に報告します。

市町村では、 の報告を受けたときは、認定こども園の入所が決定している子どもの保護者について、一般の保育所の入所申込書の提出の有無を確認し、一般の保育所への入所申込書が提出されているときは、保護者に対して一般の保育所の入所申込書の取扱いについて意向を確認します。

の確認をした結果、認定こども園への入所が確定したときは、市町村では保育台帳を作成し、保育台帳の写し又は保育台帳に掲げられている児童の世帯の状況、保育の実施理由等を認定こども園に通知します。通知を受けた認定こども園は、こ

れらをもとに児童票等を作成します。

直接契約となることから、認定こども園である保育所は、社会福祉法第77条第1項の規定による書面交付義務の対象施設となります。保護者と入所契約を行う場合は、次の事項を記載した書面を交付してください。

- ア 保育所の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- イ 保育所が提供するサービスの内容
- ウ 利用料
- エ サービスの提供開始日
- オ 苦情受付窓口

書面交付の方法としては、ア～オまでに掲げる事項すべてを記載した書面を交付する方法だけでなく、この規定の趣旨が十分に反映されている方法であると評価される限りにおいて、事前説明に用いた文書やサービスの提供記録が記載されている資料などを利用者に交付する等の代替的な方法でも可とされています。

の報告の結果、入所できなかった保育に欠ける子の保護者がいた場合であっても、本県では、一般の保育所の募集開始前に認定こども園の選考を終える仕組みとしていることから、一般の保育所に申込みすることが可能です。選考から漏れた保護者に対しては、市町村から一般の保育所への入所申込みを勧奨することとされていますが、認定こども園においても、選考から漏れた保護者に対して一般の保育所への入所申込みの情報提供をお願いします。

#### 【注意】

の報告は、入所後に退所した場合も報告する必要があります。また、の報告において、報告を行わない場合又は虚偽の報告を行った場合には、認定こども園の認定が取り消されることがあります。

## 5 入所後の手続

保育の実施期間の満了前に入所児童の保育の実施理由の消滅、転出、死亡等によって保育の実施を解除した場合、保護者及び認定こども園に対して、市町村から「保育実施解除通知書」が交付されます。

市町村は、毎年、入所児童の家庭の状況等について、保育児童台帳の記載事項を明確にしておく必要があるため、認定こども園を通じて事実の確認を行います。

市町村は、運営費の支弁額の適正な算定を行うために、保育料に係る世帯の階層区分の認定に必要な所得税等の課税状況について、認定こども園を経由して保護者から必要な書類を求めます。

市町村は、一般の保育所と同様、認定こども園に関する次の事項について、住民等に対して情報提供を行うこととされています。

- ア 保育所が認定こども園である旨
- イ 「保育に欠ける子ども」及び「保育に欠けない子ども」の受入枠

ウ 知事に届け出た入所児童の選考方法

エ 「保育に欠ける子ども」及び「保育に欠けない子ども」の利用料

## 二 認定の有効期間の更新（保育所型のみ）

- 1 認定の有効期間は、認定時に地域の保育の需要を考慮して、認定の日から起算して5年を超えない範囲内において知事が定めることとされています。この有効期間の更新を受けようとする場合は、認定子ども園認定更新申請書（様式第2号）に必要事項を記載し、必要な書類を添付して、認定の有効期間が満了する日の30日前までに知事に提出する必要があります。
- 2 知事は、認定子ども園である保育所において、保育に欠けない子どもの保育を引き続き行うことが、地域の保育の実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除き、認定の有効期間を更新することとされています。

及び における地域の保育の需要、保育の実施への支障については、認定子ども園である保育所が所在する市町村の意見を聴くこととしています。

# I 認定こども園である保育所の運営費について

## 一 運営費の支弁の仕組み

### 1 保育料

認定こども園である私立保育所（以下「私立認定保育所」という。）における保育の実施に係る利用料（保育料）は、市町村ではなく、認定こども園が定め、保護者から直接徴収することとなります。

保育料の額は、「保育の実施に要する費用を勘案し、かつ、保護者の家計に与える影響を考慮して、児童の年齢等に応じて」定めなければならないこととされています。

### 2 市町村の支弁

認定こども園である保育所に対する市町村の支弁は、次のとおりとなります。

認定こども園が保護者から保育料の支払を受けるため、保育の実施に要する費用から保育料に相当する額を控除した額となること。

の「保育料に相当する額」については、「認定こども園が実際に支払を受ける保育料の総額」を用いることが原則とされますが、この額が、その認定こども園である保育所が一般の保育所であると仮定した場合に「市町村が徴収すると想定される保育料の額」を下回るときは、この「市町村が徴収すると想定される保育料の額」を用いることとされています。したがって、市町村の支弁が増加することにはなりません。

現行の私立保育所		私立認定保育所		
最低基準維持費用 (設置者収入額)	100,000	[ ケース 1 ] 保育料を高く設定した場合		
国庫負担額 (1/2)	35,000	設置者収入額	100,000	収入は変わらない
県負担額 (1/4)	17,500	国庫負担額	30,000	} 市町村支弁減
市町村負担額 (1/4)	17,500	県負担額	15,000	
保護者負担額(保育料)	30,000	市町村負担額	15,000	
		保護者負担額	40,000	保護者負担増
		[ ケース 2 ] 保育料を低く設定した場合		
		設置者収入額	90,000	設置者収入減
		国庫負担額	35,000	} 市町村支弁は変わらない
		県負担額	17,500	
		市町村負担額	17,500	
		保護者負担額	20,000	保護者負担減

## 二 付加的なサービスの提供について

### 1 付加的なサービスの提供の留意点

保育所で提供される付加的なサービスに要する費用については、従来から、基本的に利用者から実費を徴収しても差し支えないこととされていますが、こうしたサービスの提供に当たっては、保育所保育指針の趣旨にかんがみ、適切な内容であるとともに、強制的にサービスを提供することがないこと等に留意することが必要であるとの取扱いを行ってきています。

私立認定保育所については、利用者と施設の直接契約が導入されること等を踏まえ、私立認定保育所におけるこうした付加的なサービスの提供については、次の点に留意してください。

ア 保育所保育指針の趣旨にかんがみ、適切な内容であること。

イ 利用料の徴収は、実費を基本とすること。

ウ 付加的なサービスのうち、利用者がその利用を選択できるもの（以下「選択的サービス」という。）については、サービスの提供に際して、選択できる旨や利用料額の説明をあらかじめ行うなどにより、利用者の了解を得ること。

エ 付加的なサービスのうち、選択的サービス以外のサービス（以下「非選択サービス」という。）に関する利用料の徴収については、家計に与える影響を考慮し、低所得者の利用が排除されないようにすること。

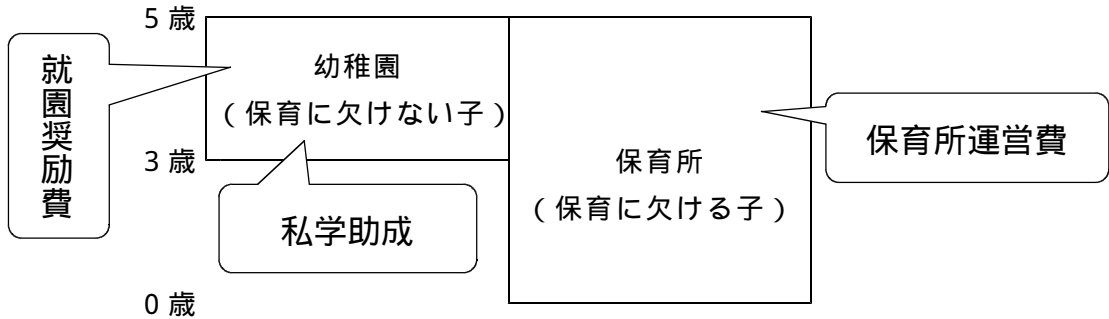
オ 非選択的サービスの提供に関し利用料を徴収する場合には、あらかじめその内容と利用料額について市町村と協議すること。この場合において、市町村は、施設が市町村から交付される運営費（私立認定保育所については、保護者から支払を受ける保育料を含む。）により対応すべきサービスの範囲を勘案し、その是非について判断すること。

カ この協議が整わない限り、一般の保育所については、非選択的なサービスに関する利用料の徴収は認められないこと。また、私立認定保育所については、非選択的なサービスに対応する利用料であっても、市町村からの運営費の交付に際しては、保護者から支払を受ける保育料であるとみなし、利用料を徴収した分だけ市町村からの運営費の交付額が減額されるものであること。

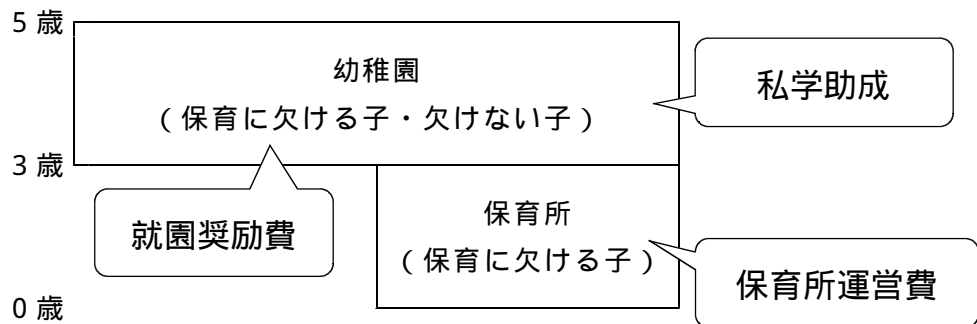
今般の改正後の児童福祉施設最低基準第36条の3の規定では、こうした取扱いを適正に行うため、保育所がその提供する付加的なサービス（利用者の選定により提供されるものを除く。）に関して利用者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならないこととされています。

1 幼保連携型

並列型 幼稚園に私学助成、保育に欠ける保育所児に保育所運営費があります。

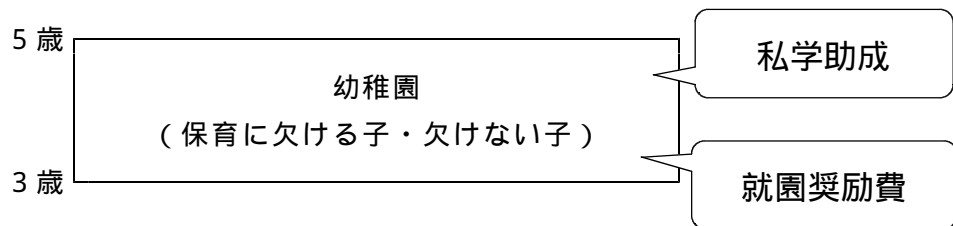


直列型 幼稚園に私学助成、保育に欠ける保育所児に保育所運営費があります。

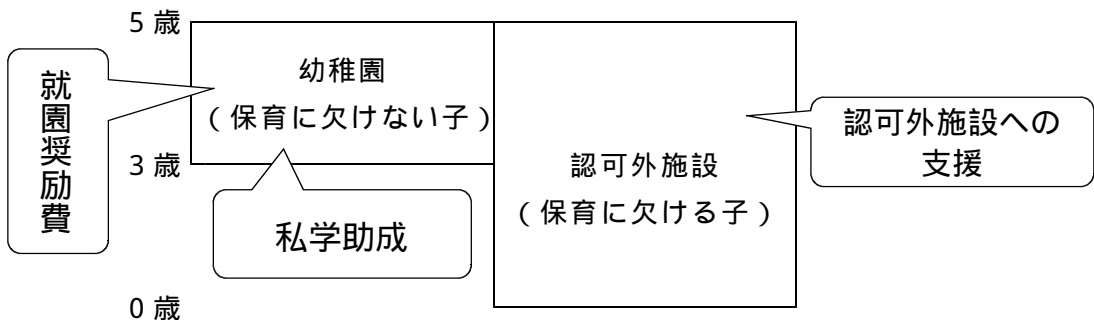


2 幼稚園型

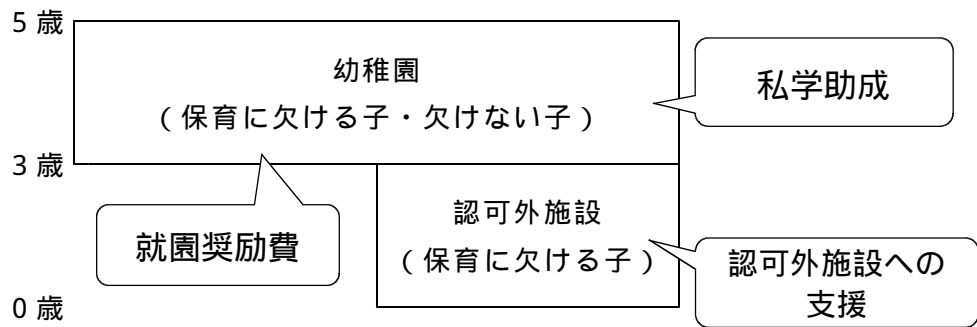
幼稚園単独型 幼稚園に私学助成があります。



認可外施設並列型 幼稚園に私学助成があります。



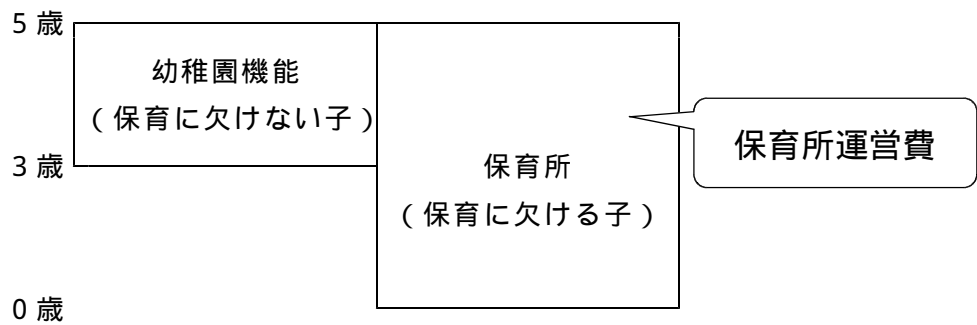
認可外施設直列型 幼稚園に私学助成があります。



### 3 保育所型

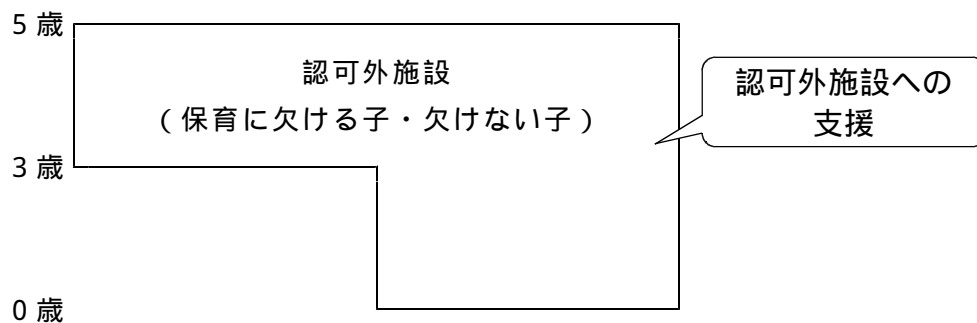
保育に欠ける子に保育所運営費があります。

( 保育に欠けない子には運営費、私学助成はありません )



### 4 地方裁量型

認可外施設への支援があります。



認可外施設への支援は市町村により内容が異なります。



1 県における認定こども園の情報提供等

認定した場合

インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、認定の申請書に記載された事項及び教育及び保育の概要について周知します。(県のホームページによる情報提供を行う予定です)

変更届の提出があった場合

と同様の方法により変更があった内容について周知します。

認定の取消しがあった場合

と同様の方法により認定の取消しがあった旨周知します。

2 市町村における認定こども園の情報提供

市町村においても、県と同様に情報提供を行っていきます。

3 関連資料の入手の方法

文部科学省、厚生労働省の幼保連携推進室のホームページから、認定こども園に関する資料をダウンロードすることができます。群馬県ホームページでも条例、申請書様式等を公開する予定です。

幼保連携推進室アドレス：<http://www.youho.org>

4 認定こども園相談コーナーについて

認定こども園に関する相談を受け付けます。来庁による相談の場合、事前に電話予約をして下さい。電話による相談は下記の番号までお願いいたします。

< 電話番号 >

学事法制課 027-226-2143 (担当：私学振興グループ)

青少年こども課 027-226-2626 (担当：保育グループ)

義務教育課 027-226-4615 (担当：指導グループ)